豊前市空家等意向調査業務委託に係る事業者選定実施要領

１．趣旨

この要領は、豊前市空家等意向調査業務を委託するに当たり、その受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２．業務の概要

（１）　業 務 名　　豊前市空家等意向調査業務

（２）　業務内容　　別紙「豊前市空家等意向調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（３）　業務場所　　福岡県豊前市

（４）　履行期間　　契約締結日の翌日から令和８年３月１３日まで

（５）　見積限度額　７，７００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格ではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

３．参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。また、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。

（３）　豊前市財務規則（昭和４１年規則第４号）第９２条第２項に規定する名簿に登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない者であっても、参加申込時に登録に必要な書類を提出し、登録可能であると認められる場合は、参加を認める。

（４）　法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（５）　国税及び地方税を滞納していないこと。

（６）　参加意向申出日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は豊前市の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

（７）　宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

（８）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の

ほか、次のいずれにも該当しない者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

（９）　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属しない者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

（１０）過去５年間に国又は地方公共団体が発注する同種(空家等実態調査、空家等台帳作成等)の業務に関する受託実績を有すること。

４．スケジュール

項　目	日　程
公告（実施の公表）	令和７年８月６日（水）
参加申込書提出期限	令和７年８月２５日（月）午後４時まで（必着）
参加資格審査の結果通知	令和７年９月　１日（月）
質問書受付期限	令和７年９月　３日（水）午後４時まで（必着）
質問に対する回答	令和７年９月　５日（金）
企画提案書類の提出期限	令和７年９月１２日（金）午後４時まで（必着）
プレゼンテーション	令和７年９月１８日（木）※変更の場合あり
契約相手方の決定	令和７年９月１９日（金）
契約締結	令和７年９月下旬

５．担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付等は次のとおりとする。

なお、審査基準に関する質問は受け付けないこととする。

担　当：豊前市役所　市民福祉部　生活環境課　生活環境係

所在地：〒８２８－８５０１　福岡県豊前市大字吉木９５５番地

電　話：０９７９－８２－８０１９（直通）

ＦＡＸ：０９７９－８３－２５６０
E-mail：kankyo@city.buzen.lg.jp
担当者：戸成、有座

６．参加申込書の提出

本プロポーザルに参加希望する者は、３．参加資格要件を確認のうえ、次の書類を提出すること。なお、３（３）に規定する本市の名簿に登録されていない者にあっては、登録に必要な書類を別途提出すること。

（１）　提出書類

ア　参加申込書（様式第１号）

イ　会社概要書（任意様式）

ウ　業務実績書（任意様式）

・過去５年間に国又は地方公共団体が発注する同種(空家等実態調査、空家等台帳作成等)の業務に関する受託実績を記載すること。

・業務名、契約日、履行期間、契約金額（税込）、相手方、業務概要等を記載すること（契約書及び合格通知書の写し等でも可）

（２）　提出期限

令和７年８月２５日（月）午後４時まで（必着）

（３）　提出部数

各１部

（４）　提出方法及び提出先

担当部署へ持参又は郵送によるものとする。

（５）　参加資格の有無の確認結果

参加資格の有無に関する確認結果については、参加申込者に参加資格確認結果通知書により通知する。

７．質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書（様式第２号）を提出すること。なお、質問に対する回答書は本実施要領及び仕様書の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

（１）　質問書提出期限

令和７年９月　３日（水）午後４時まで（必着）

（２）　質問書提出先

担当部署へ電子メールにて提出すること。

※送信後、必ず電話により着信を確認すること。

※提出期限を過ぎた質問並びに電話、ＦＡＸ及び訪問による質問は受け付けない。

（３）　質問の回答について

質問に対する回答は、令和７年９月　５日（金）に質問者名を伏せたうえで、本市

ホームページ上で回答する。

８．企画提案書の提出

参加資格があると認められた者で企画提案をするものは、次の書類を提出すること。

（１）　提出書類

ア　企画提案書（任意様式）

イ　見積書（様式第３号）※別途、費用の内訳が分かる内訳書を添付すること。

（２）　企画提案書に記載する事項

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえつつ、次の事項に関する内容を記載すること。

ア　業務体制及び業務工程表

本業務を受託した場合における全体の業務実施体制について、責任者、実施者の人員配置等を示すこと。また、本業務を担当する者の経歴、経験年数、他の類似する業務の実績について記載すること。

イ　業務実施に当たっての実施方針

本市の現状、地域性を踏まえ、本業務の実施に当たっての考え方、姿勢、実施方針について記載すること。なお、記載に当たっては、本業務の課題、貴社が重視するポイントや特徴を含めて記載すること。

ウ　業務の内容

仕様書の業務内容に沿って、本業務における手法、内容、創意工夫等を具体的に提案し、貴社提案の特徴や独自性、優位性などについて分かりやすく記載すること。

なお、仕様書に記載がない事項についても、本業務実施に当たり本市にとって有益な提案があれば記載すること。

（３）　作成上の留意点

ア　企画提案書は任意様式とするが、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜるなど専門知識がない者にも分かりやすい表現で作成すること。また、提案書は、原則としてＡ４サイズ、両面印刷で作成すること。なお、Ａ３判の使用は、やむを得ない場合にのみ使用すること。

イ　見積金額は、本業務の見積限度額を超えないこと。

ウ　提案書の表紙には、あて先「豊前市」、タイトル「豊前市空家等意向調査業務」

提出年月日、会社名・代表者名を記載すること。なお、正本には会社印を押印すること。

（４）　提出部数

正本各１部、副本各１０部

（５）　提出方法及び提出先

担当部署へ持参又は郵送によるものとする。

（６）　提出期限

令和７年９月１２日（金）午後４時まで（必着）

９．企画提案書の審査

（１）　提案内容の評価

豊前市空家等意向調査業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案者に対し、企画提案書に係るプレゼンテーションを求め、その内容は、企画提案評価基準（別表）を基に公平かつ客観的に評価する。

（２）　審査方法

参加事業者より提出された企画提案書等について、書類審査とプレゼンテーションを行い審査する。

なお、プレゼンテーションの日時等の詳細は、次のとおりとする。

プレゼンテーションの日時等

項　　目	備　考　等
日　　時	令和７年９月１８日（木）※変更の場合あり
会　　場	豊前市役所３階　入札室　※変更の場合あり
持ち時間	４０分（説明２５分、質疑１５分）以内を予定
出 席 者	出席者は５名以内とし、本業務担当者は必ず出席すること。 なお、提案説明（プレゼンテーション）については、本業務担当者によって行うものとする。

※プレゼンテーションの日時、参加方法等の詳細は、参加事業者に別途、通知する。

※提案説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に担当部署に連絡すること。

なお、プロジェクター、スクリーン、電源は当市で用意可能であるが、パソコン及びその他必要な機材については提案者が用意すること。

１０．受託候補者の決定

本企画提案の受託候補者は、次により決定することとし、選定結果は、プレゼンテーション参加者全員に通知する。なお、審査内容及び選定結果に対する問合せには、応じない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

（１）　委員会の各委員の評価の合計点が最も高い者を第一順位の受託候補者とする。

（２）　合計点が最も高い者が２者以上いる場合には、選定委員会の各委員による投票で第一順位の受託候補者を決定する。

（３）　プロポーザル参加者が１者のみの場合でも審査・評価は実施し、委員会が適切な事業者であると判断した場合は、受託候補者とする。

（４）　前号の適切な事業者であることの判断基準は、企画提案評価基準の評価点数が満点の６割以上であることとし、６割未満の場合は要求水準を満たしていないと判断し候補者としない。

１１．無効となる企画提案等

（１）　企画提案書作成上の留意点に示された条件に適合しないもの。

（２）　企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（３）　虚偽の内容が記載されているもの。

（４）　委員会に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

（５）　その他、審査の公平さに影響を与える行為が認められた場合

１２．契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行う。

（１）　委員会において決定された第一順位の受託候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。また、特別な理由により受託候補者と契約の締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本市は受託者とする。

（２）　契約書の作成

本市と受託者で協議した上で契約書を作成する。

（３）　その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙仕様書に記載されている事項を基本とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

１３．その他留意事項

（１）　本プロポーザルにかかる一切の費用は、提案者の負担とする。

（２）　提案者は、一つの提案しか行うことができないものとする。

（３）　参加申込書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を記載した参加辞退届（任意様式）を提出すること。また、次のいずれかに該当した者は辞退したものとみなす。

ア　企画提案書提出期限に遅れた者

イ　プレゼンテーションに遅れた者又は欠席した者

（４）　提出された書類は一切返却しない。

（５）　提出期限以降における書類の差替え、修正等は認めない。

（６）　本件に係る情報公開請求があったときは、豊前市情報公開条例（平成２３年条例第１号）に基づき、非公開情報を除き、提出書類を公開することがある。

（７）　提出された書類等は、選定作業のほか、前号の規定により、情報公開をするに当たり、写しを作成して使用することができるものとする。

（８）　本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部署が定める。

別表

豊前市空家等意向調査業務委託事業者選定に係る企画提案評価基準

〇評価点

豊前市空家等意向調査業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、表１の区分ごとの各評価項目について、参加事業者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に審査し、表２のランクを決定する。

その後、表１の各評価項目の配点に、表２のランクごとの評価係数を乗じて各評価項目の得点を算出する。それら得点を合計したものに、表３で算出した価格点を加えたものが参加事業者の評価点（満点は１００点）となる。

表１

審査項目	審査基準	配点
実施方針	・本市の地域特性と業務の目的について十分理解しているか。	5
	・狙いが明確で適切な成果目標を設定しているか。また、課題、重視するポイントや特徴を含め、独自提案等があるか。	5
	・プレゼンテーションでの提案の説明能力、本業務への意欲、姿勢、質疑に対する応答、コミュニケーション能力は適当か。	１０
業務の内容に対する評価	・豊前市内の空家等の所有者特定及び所有者の意向の実態を把握する内容となっているか。	１０
	・システム仕様確定において、空家調査の結果を電算化することを重点とした内容となっているか。	１０
	・調査結果として成果品であるデータベース、報告書等の確実な提出が見込めるか。	１０
	・仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	１０
業務実施体制等に対する評価	・業務体制について、十分な人員、実施体制、技術力を確保しているか。	１０
	・同種、類似業務の実績はあるか、又は確実な業務が見込めるか。	１０
	・業務工程について、委託期間満了日までに無理なく確実に業務を遂行できるとともに、業務の効率化や本市の負担軽減に資する事項などがあるか。	１０
合計		９０

表２

ランク	評価	評価係数
A	特に優秀である／高度な能力を有している／十分な実績	１．０
B	優れている／十分な能力を有している／実績がある	０．８
C	平均的・普通である／平均的な能力である	０．６
D	物足りない／若干劣る能力である	０．４
E	不安・不満である／能力が劣る	０．２
F	記載なし／実績なし	０．０

表３

価格点
見積額の最低価格／当該事業者の見積額×１０点（小数点以下切捨て）

※評価点数が満点の６割以上であることを選定の条件とする。
※評価点が最も高い者を受託候補者とするが、複数あったときは、選定委員会の各委員による投票で第一位の受託候補者を決定する。